慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	フランスにおけるマンス
Sub Title	Le manse dans la France
Author	渡辺, 國廣
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1976
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.69, No.1 (1976. 1) ,p.18- 27
JaLC DOI	10.14991/001.19760101-0018
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19760101-0018

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

フランスにおけるマンス(1)

渡　辺　國　廣

序
マンス　　マンスの登場　マンスの解体
ボルドリ　ボルドリの位置

序

土地により自立をまっとうすべく，その土地を領地の一部として差出した時，かかる土地は単なる土くれというにとどまらず，家産の場まで引上げられることになった。つまり，分の誕生である。分はまた別に，マンスとも呼ばれた。当然ながら，マンスは領主にとり，収奪のための場にほかならない。しかしマンスを耕作する者の１家族の労働の再生産を可能とするというのでなければ，長期にわたり収奪を続行することが困難であろう。肝心な点は，マンス耕作者の１家族の自立である。そしてマンスは，耕作者の１家族に自立を保証する独立の小宇宙として，然るべき規模を有することになっていく。従ってマンスが，地味貧弱な地方に設定されれば，それだけ面積は大規模化せざるを得ない。もはや規模いかんは，マンスの意義づけのため重要性を持つものではなかった。単にそれは，マンスの位置する場所の地理的な条件の指標というにしか過ぎない。マンスでは，マンス耕作者1家族の生活維持というのが，絶対の条件であった。マンスは耕作者１家族の自立努力を燃焼する場にほかならない。実際マンスは，かかる努力にふさわしい成果を保証した。今やマンス耕作者の１家族は，独立で自営の存在である。そしてマンスは，耕作者１家族の自営に必要な物的基礎ということであったのだ。

以上のところを布延するため，冒頭で概説したのが，マンス登場にいたる事情と，マンス解体までの経過である。引続いては，ボルドリの位置の確定ということに従っている。狙いは，同じく家産であるボルドリとの対比において，一体マンスが何たるか，理解を深めるためにあった。

土地については，自身で持ち，そのことを土台に自立をまっとうす。中世のかかる状況への回帰

(1)　この稿は，私の当面の仕事である「フランス社会論」の一部である。

が，フランスでは連綿と今日まで，土地について続く重大関心事といっていい。その際，原点に置かれるのがまた，マンスであった。だから，マンスをめぐっては，問題が古くて新しいといわなければならない。

マ　ン　ス

マンスの登場

マンスの範囲　マンスは永続するものという意味を持った。マンスはいわば，耐久財である。しかしここで永続するという時，ものが堅牢なことではなく，相続できるという意味であった。結局においてマンスは，財産のことにほかならない。相続によって受取ったいっさいのものが，マンスであった。相続財産が，マンスである。相続財産たるマンスこそ，真の財産であった。今や相続権は絶対不可侵の状態に置かれた。またマンスはもともと，滞留するという意味でもあった。そしてこのことから派生し，マンスは世襲財産の上に定住する人をさし，しばしばまた，耕作者の1家族が居住する家のことでもあった。しかしかかる場を，彼は勝手に奪われない。彼の家族の間で世襲できた。以上の2つを総合した時，マンスは耕作者の1家族が世襲で居住している場所とでもいったらいいのであろうか。マンスであるが，結局のところ，生活の本拠にほかならず，つまりは，生活のためよるべき，唯一の場であった。(2)

かかる場は，何をさすか。しばしばマンスは，家それ自体をいった。マンスは家のことであった。マンスは明白に家をさした。広く解した場合でも，家に付属する菜園を含めるのがせいぜいのところであった。しかし菜園そのものをマンスという場合もある。マンスを狭く解するわけだ。しばしばまたマンスは，かなり広い意味にもとられた。そしてマンスのなかに，もはや住居ばかりでなく，菜園や畠を含めた。マンスと呼ばれるものの範囲に，山林まで包括する場合もあった。マンスは広義に解され，屋敷のほか，畠もマンスのなかに含めた。マンスは家，畠，草地，菜園その他からなり，範囲が広い。これらは原則として，家を中心にまとまっていた。今やマンスという時，内容は一定していなかった。知られる如く，マンスは世襲財産として，複雑な構成を持っていた。人口が稀薄，従って土地の取捨が自由な場合，マンスの内容はかなり限定されたものであってもいい。こうしたなかで，居住の場としての家，せいぜい屋敷うちが特別に重視されるということになったのだった。しかし人口増大のため畠に不足を感じた場合，世襲財産としてのマンスの内容も拡大されざるを得ない。広く，畠，ぶどう畠，荒廃地までそのなかに含めるようになった。人口の増加が起れば，畠の不足は必至であり，貴重なものとしての財産の枠を拡張することは避けられなかったの

(2)　Bloch, M., *Les Caractères originaux de l'histoire rurale française*, ed. Dauvergne R., 1955, I, 169 でも，そう。

である。9世紀には，マンスを広く解していた。そして漠然と，ただ，土地をさした。もはやマンスには，枠も何もなかった。枠を，やたらと拡げてしまっている。そしてこれは，経済の発展が高い水準に到達したことを示すというものにほかならない。マンスの内容は，経済の発展段階によって規制されたのであった。

ともあれ，マンスに盛込まれた内容は一定していない。マンスはしばしば土地か家で，はっきり両者を区別していた。また漠然と，財産をさし，そのことで，土地と家の2つを一括しようとした。2つを一括することによりマンスは生活のため，かっこうな場となっていく。かかる以上，中心に家があったことは自明であろう。当然ながら家は，家族収容の場たるにふさわしい規模を誇った。今やマンスは生活の場として，確実な役割を演じ得た。マンスにあっては，家が重要である。しかも相当程度の規模のものでなければならなかったのだ。

知られる如く，マンスを一律なものとみることには危険が多い。しかしなおマンスは，財産にほかならない。財産としてそれを，世襲できた。一体これは，何に起因するのか。世襲は，所有者が改良した労苦に対する当然の権利とみられた。耕作のための労苦を欠けば，世襲も覚束なくなろう。いわば，労働の対価として相続が正当視されるのであった。相続の根拠は単に，所有ということによらない。むしろ財産をめぐっては，収穫を増そうとする努力が重視されさえしていたのであった。耕作に投じられた労苦と，土地の所有は同義に解された。とにかく収益が，問題である。だから収益を確実なものとするための措置が望まれて当然であろう。当面，領主がかかる要請を受けて立った。

領主とマンス　土地で生活するということ自体，権力の介入を得て可能なことであれば，マンスからの確かな実りは，権力との関係を離れては考えられない。耕作する土地を，領地の一部として支配関係のなかに送込み，かかる代償として，領主による収奪にも甘んずるのは覚悟のところであろう。事実また領主権力の成立は，マンスの広範な存在を前提としていたのであった。今やマンスが，領主の財政目的に利用されて当然か。実際，領主がマンスに寄せる期待は大きい。マンスが耕作者1家族のため自立を保証するという時，領主の側のそうした期待をすべて満足させた上でのことであった。実際いって，家族の生活のため投入される部分，領主のための負担に振向けられる部分，マンスは地力の違いを越え，真実，真先に，これら2つを耕作者にもたらす種類の財産でなければならない。にもかかわらずまた，収穫に必要な経費の捻出が可能なこと，いうまでもなかろう。

だから，マンスという時，単なる定住形式と違う。今やマンスは領主の側から，徴税単位とみなされるにいたった[3]。マンスは徴税源としての生産単位で，領主権力の成立はかかる生産単位の広範な存在を前提としていたのであった。マンスは領主財政のため，徴税単位といったものにほかなら

(3) Bloch, *Caractères*, 156 においても，然り。

ない。領主権力が滲透する過程で土地の耕作者はマンスの所有者に再編され，彼はマンスの耕作者として，領主支配を末端において支えることになったのだ。

事実マンスごとに，課税されていた。家でいくら，畠でいくら，その他でいくら，体でいくらというのと違う。いわゆる一括方式だが，税制の混沌とした時期には，こうした一括方式も避けられなかったのだろう。一括の上，すべて一律の課税であった。かかる処方が矛盾なく機能し得るとすれば，マンスは大体において同じ規模を持つものでなければならなかった。マンスがほぼ同じ内容を持てば，課税で極端な不平等の生ずる危険は避けられよう。耕作と経営に十分，これが規模の規準といわれた。しかしまた徴税の単位としてマンスが重視された時，マンスの存在が決定的に有力になったことを示すものにほかならない。土地を自身で持ち，それにより独立の生計を立てることのできる人々が一般化し，これを背景にマンスが課税単位として本格的に機能するにいたったのであった。むしろその逆とすら考うべきか。徴税源として1つのまとまった生計単位を創出しようとし，かかる努力が本格的なものとなった時，マンスが出現したといわなければならない。マンス化は領地管理のため好都合であった。マンスの形式で，人間と土地が1つの単位に結合された。そうすることが領主にとり，もっとも利用しやすかった。マンスにより行政事務はかなり単純化できた。一般に領主権力はマンスという生産単位を，成立の根拠としていたのである。マンスを欠けば，領主財政は立ち行かない。

という以上，マンスと対した時，領主は強圧的に振舞わざるを得なかった。問題は，何の理由によって，強圧的な態度に出ることが可能であったかであろう。それは，簡単である。マンスの形成がつねに，領主の側における権力移譲に発するとみられたためであった。マンスに及ぶ負担はいわば，その代償にほかならない。領主は彼の権利の侵害を理由に，マンスを通じ人間と土地を総体として規制することを当然と思うにいたったのであった。そしてマンスは領主の負担が及ぶ場として，現実に徴税源ということになっていった。マンスの設定者を，領主の土地に対する乱入者とみなし，これを根拠に領主は，収奪を合理化しようとしたのである。そこには，支配者としての任に対する報償を期待するという以上に強い何かがあった。

しかしマンスで，所有権は厳然と耕作者の側にある。にもかかわらず，領主の規制をよぎなくされた。耕作者の諸負担は，所有関係を媒介としない。支配関係が収取を実現せしめる。いわゆる経済外強制の貫徹であり，それがまた領主支配の特色ともなっていた。しかし一方，支配を受ける側は，身分上の保証を得た時，経済活動が順調に運ぶものと，欣喜雀躍というところである。差当り，とにかく領主が，唯一の頼りであった。

ともあれ，マンスは，それを所有する者の1家族にとり，自立のための基礎にほかならない。しかしまたマンスは同時に，これを所有する者よりも有力な他者である領主の生計の一部を分担するものとして機能しなければならなかった。今やマンスは，徴税源にまで格下げられた。かかること

に甘んじたについては，その背後に，たとえマンスを，領主の支配下に送込んでも，これによりかえってマンスが，自立のための確実な基礎となればという期待感があったのだろう。

こうしたマンスでも，4世紀の段階ではいまだ，支配的なものになるまでにいたらなかった。6世紀末という時期でも，人間と土地が1つの単位にまとめられるということは大勢としてみられない。人間と土地を生産の主要な要素として明確に区別し，そのおのおのを別個に課税の対象としていた。この段階でマンスの存在は決定的なものたり得なかった。しかし7世紀早々にマンスは徴税単位として，ようやく重視されるにいたる。領主負担の及ぶ場としてのマンスの本格的な登場であった。後れた地域でも9世紀にはいれば，マンスという語が頻繁にみられる。

マンスの規模　マンスの規模は，家族維持の必要を限度とした。マンスはいわば，所得のための生産単位であった。マンスは耕作者にとり，生活の手段でしかない。それにしても，自立を考える時，相当規模の土地が必要となろう。いわゆる家産であるわけだが，その維持のなかにのみ耕作者は家族の扶養をまっとうし得た。マンスは家産として，耕作者の1家族に自立を保証するはずであった。という時，マンスたる以上，避けては通れない収奪分とか，経営のための支出とか，とにかくこれら2つを差引き，然る上である。一体マンスは，どれだけの規模のものでなければならなかったか。

ともあれ，小麦を確保したいのである。そして，確保できた小麦により自立が願われたとしよう。どれだけの量の小麦を持てば，いいか。これと関連し第1に問うべきことといえば，日常の生活に必要なパンの量にあった。それを，どう見積るか。色々といわれて来たところを整理し，大人の1人が1日に必要なパンを1キロから，1キロ少々とする。また大部分の世帯が，6人からなると考えよう。内訳は，両親と子供3人，ほかに祖父，または祖母。子供のうち2人は幼児とする。かかる際，1日に必要とするパンの量を，5キロとみていい。それだけのパンを獲得するため，年間1,800キロの小麦が必要である。従って問題はまた，この1,800キロの収穫に必要な所有の規模いかんということでもあろうか。それと関連し，単位当り収量が問題となる。播種量は，1ヘクタールごと，150キロ。この3倍から6倍の収穫があれば，いいといわれた。播種量の1に対し，収量が13から16の場合もあるが，そこは傑出した地帯として，驚異をもってみられた。いい地力の場所で，6倍というのが妥当な率であった。従って収量は1ヘクタールにつき，900キロになろう。不作時にはその半分で，400キロというところか。家族の生活維持に必要な1,800キロを獲得すべく，もはや所要の規模は明白であった。豊作時，2ヘクタール，不作時，4ヘクタール半。しかし三圃制の限り，彼の畠全体の3分の1しか小麦の収穫に振向けられない。従って常時1,800キロ確保し続けるため必要な規模といったら，その3倍の6ヘクタール，最大限13ヘクタール半であった。しかしこれら所有財産から収穫したもの全部を，生命維持のため充当し得ないこと，いうまでもない。第1に，次年次の小麦収穫のための種子を差引かなければならない。収穫の6分の1がそ

れに当てられよう。なおまた，収穫や脱穀のため臨時に雇った人足に対する支払がある。通例は，現物によった。つまり，経営に必要な出費であり，いわば，経常費の問題であろうか。しかし控除分は，ただそれだけにとどまらない。彼が土地で生活するということ自体，権力の介入を得て可能であったと思え。彼は当然，権力の介入にともなう収奪を覚悟しなければならない。今や領主に対する諸負担は欠かせなかった。ほかに，王や教会のためのものがあろう。王に対しては，御用金を払う。これは，400 キロの小麦に相当した。しかしその他の国税の合計が，御用金とほぼ同量に達す。今や王のため，1 ヘクタール分の小麦収穫のほぼ全量が消えた。教会には 10 分の 1 税として，100 束ごとに 6 束か，9 束。これに加え，領主による収奪分が，収穫した小麦に対して 9 束相当の家産税。しかしまた家産税の負担者として耕作者は領主のため，各種の徴発にも応じなければならない。総じて経済外的な強制であるわけだが，これに必要な諸支出を，前述の経常費と合計すれば，収穫した小麦のほとんど半分に達したとみていい。とにかく収穫の半分は消えた。残り半分をもって生活するということになるのである。従って生活に必要な限度の 2 倍を収穫しなければならない。という以上，経済的に自立を達成するため必要な標準規模だが，12ヘクタール。しかしまた天候のいかんにかかわらず，自立の目的を実現しようと思う時，最大限 27 ヘクタールであった。地力の劣る場所では，かかる規準を上廻る規模が必要となろう。もはや自立に要する規模は，区々として決着をみない。

にもかかわらず，土地により自立するため必要な規準について，見当は得られた。知られる如く，小麦を算定の根拠に置いている。しかしパンの材料として，豆類すら混用されていた現実からすれば，示し得た規準たるや，かなり水準の高いものといわなければならない。だから，この規準と一致していれば，マンスはマンスたるにふさわしく，ほとんど完璧なまで，耕作者の 1 家族の自立のため按排されているといえよう。果して，どうか。現にマンスという時，その規模は 10 ヘクタールとも，11 ヘクタールとも，また 13 ヘクタールともいわれた。耕作者はかかる規模のマンスの所有者として，家族扶養のための努力を傾け続けていたのであった。これだけの規模であれば，もう，マンスというにふさわしい。にもかかわらず，当然のこと，実現可能な生活レベルは相当に低いとみなければなるまい。しかし低いながら，マンスの耕作者はことごとく，平等の自立を享受していた。所有するマンスの規模にばらつきがあっても，それは単に，マンスの位置する場所の地力の違いから起ったことであり[(4)]，従って規模の違いは，耕作者が享受できる自立の程度に深刻な違いを持込むというものでもなかったのである。自立という点で大差がないということこそ，マンス制がめざす理想であったのだ。

今やマンスで自立を誇る時，純粋に生活のため振向けることができたのは，収穫の半分であった。

(4) 同じ立場を，Tulippe, O., 'De l'importance des exploitations agricoles au IXe siècle dans l'Ile-de-France', *Annales de Géographie*, 1931, 307-310 でも。

結局のところ，収量の半分を手放さなければならない。かかる負担にもかかわらず，マンスはそこで生活する者に自立を保証できた。現にマンスにあっては，上級者による収奪を免がれない。にもかかわらずマンスにより，耕作者の自立が可能である。今やマンスは耕作者のため，収奪を乗越え，自立をまっとうするにふさわしい規模のものでなければならない。事実マンスは，それにふさわしく，然るべき規模を持つものとして現われた。とすれば，マンスが持つべき規模といったものは，自明であろう。

マンスの解体

世帯とマンス　マンスは行政の単位として，分割できないものであった。耕作者の1家族がこうしたマンスから，1つを経営する。今やかかるものとしてマンスは，領主支配の基底を形成していた。そしてマンスを持つ者だけが満足に，領主負担に応じ得た。しかし原則は急速に後退していった。しばしば1つのマンスに，数家族が生活していた。通例は2家族，しばしば3家族といわれた。これらの家族は血縁関係になく，平等の成員としてマンスに対し連帯で責任をおうことになった。今やマンスは，生活のための共同の場にほかならない。しかし領主はなおもそれを，行政上，1単位とみていた。マンス制度は混乱を深めていった。もはやマンスで，原型を保持する場合はまれという。1つの家族が1つのマンスを生活の本格的な場とするのは，あまり多くみられなくなって来た。マンスで大半は2家族のための共同の生活の場であった。後にはまた，3家族ということになっていった。だが，これは，極端な場合とみたい。ともあれマンスは，限度以上の人口を抱えるにいたった。従ってそれはまた一般に，マンスにより生活する人々の貧困化にもつながろう。貧困化が進めば，同じマンスの上に定住する者の間といえども，連帯感が稀薄になるということは免がれ得べくもなかろう。

マンスはもはや，生活の本格的な場として不完全なものであった。1家族に1マンスの原則は崩壊し，ここにマンスを持つことの意味は減退していった。かくてマンスを手放す者が続出した。むしろ，マンスからの離脱といったらいいか。しばしばマンスに付属する土地の全部を手放し，住居だけ残す者も出た。しかしこれはまだまだ，まれなことといわれる。マンスの土地から，一部を手放す場合がより一般的であった。かかる事実は，9世紀の後半にかなりみられた。ともあれ，マンスを構成する土地の一部をめぐって，売買がおこなわれた。売買という事態の進行につれ，正にその折も折，4分の1マンスとか，2分の1マンスとか，4分の3マンスとかいった語がみられるようになった。しかし現実には，2分の1マンスという語にもっとも多く出会わす。4分の1マンス，4分の3マンスというのは，ごくまれである。マンスという以上，当然これらもまた，相当の規模を持つものでなければならない。2分の1マンスという場合，これを文字通り受取り，完全なマンスの2分の1の規模ということであれば，マンスを持つ目的は達せられない。また4分の1マンス，

4分の3マンスという場合，同じようなことがいえよう。しかしこれくらい現実を無視した処理はない。ただ2分の1マンスという時，平均規模において，完全なマンスの平均規模を下廻るというだけのことであった。同じ2分の1マンスでも，マンスの場合と同様，個々の規模には相当の開きが出よう。しかしまた2分の1マンスの若干は，完全なマンスを上廻るほどの規模を誇った。とすれば，この2分の1ということにより，地力の顕著な違いを示そうとしたとの推論も可能か。しかし2分の1マンスというなかにしばしば，完全なマンスに相当する規模のものがあったことを考えれば，かかる推論は成立しない。売買を繰返しているうち，もともと持っていた規模も変わり，ために，実体がつかめなくなり，規模の増減をカムフラージする手段として，4分の1とか，2分の1とか，4分の3とかいう語が，マンスに付されるにいたったと考えざるを得ない。4分の1マンス，2分の1マンス，4分の3マンスという場合，分数部分は単に，移転度の指標というほかない(5)。現に，猛烈な移動が続いた如くだ。かかる状況の下，もはやマンスについて，規模の不整一が起りしごく当然といわなければなるまい。

規模に不整一が起った時，領主はマンスと，いかに対したか。規模の縮小が明白ならば，負担が軽減されて自然であろう。しかし2分の1マンスでは，負担を半分に減じたと考えていいものか。事実まれには，負担の若干を免除，残りを厳密に半減するという場合に出会わす。しかしまた驚くべきことに，4分の1マンスでありながら，負担としては完全なマンスのそれと同じものを強制されていたという現実。一般的にいって，負担はマンス並みということであった。従ってしばしば重くついた。もはやマンス単独で，自立不能である。こうしたなかで，マンスをいくつか集積する者が現われるにいたった。所有財産として2分の1マンスを2つ持つ者が現われた。また自分の本来のマンスに，2分の1マンスを添加する者もいた。もはや2分の1マンスすら，単独で存在することはまれであった。最大規模のマンスはどこでもきまって，ただ1家族の所有であった。マンスを持つ者の間で不平等が増大していった。もはやマンスを，家族経営の単位というわけにはいかない。マンス本来の意義は，喪失されることになったのである。マンス移転のなかに，所有の不平等が醸成されたのであった。現に耕作者の所有規模は，21ヘクタールから1ヘクタールと，かなり不揃いである。1ヘクタールという時，生活に必要な最低の資すら，確保できない。

実に，マンスが登場した瞬間から，マンスは影の薄い存在と化してしまっていた。きっかけは，早くもマンスが過剰人口を抱えたことにあった。過剰人口のため，マンスにいても自立が不可能とわかれば，マンスが大事なものと思われなくなって当然だろう。現にマンスは解体され，細分化した地片として，四散することになった。かかる状況の進展につれ，もはや，すべての耕作者が一律に，所有財産により自立を誇り得るとは限らない。そうした事態こそが，土地所有の移転に速度を

(5) Perrin, C. E., 'Observations sur le manse dans la région Parisienne au début du IXe siècle,' *Annales d'histoire sociale*, II, 1945, 35-59 中，58 でも，こうした見方。

加える原因ともなっていったのであった。もはや土地で生活する人々を，一元的に扱うことは許されない。単に土地により独立自営を続ける者ばかりではなかった。自己の財産に不足を感ずる者が続出した。しかしなお彼が，土地によって生活しようとすれば，他人の集積した土地に依存せざるを得ないであろう。

マンスの終焉　マンスは9世紀に本格的な普及を示す。しかしその時すでに，マンス制度に重大な混乱が起っていたのであった。マンスの本格的な登場のなかに領主がその支配を確立し，この時期に早くも崩壊の過程が始まっていたといったらいいか。その過程は，マンスの解体として起った。周知の如く，かかる事態は領地を破壊するものとみられた。今や諸負担を，規則的に徴収することも困難であった。こうしたことにより，マンスの概念はうすれていこう。

マンスは徴税の単位である。負担を全体として，マンスにより受止めた。負担はマンスを単位に課された。しかし耕作者に独立の生活を保証できた限り，マンスは徴税の単位として安全に機能し得たのであった。マンスの分解のなかで，その可能性は滅じた。かくて領主財政は危険に追込まれることになった。当然ここに領主は，マンスの売却を禁止するという強い態度に出た。王もまた，禁止を支持した。マンスについて，不可分の原則を維持しようというのであった。そしてこれが貫徹できた時，領地は混乱と崩壊を免がれ得よう。完備した領地とはまた，マンスの充満する場でもあった。しかし目的の達成は困難をきわめた。

もはやマンスの解体はかくせない。こうしたなかで領主は，2分の1マンスに関する限り，マンスとして扱わざるを得なかった。しかしまたマンスという時，再度，家に限定せざるを得ないことは，マンス解体の急速な進行を物語った。領主の権力の及ぶ範囲は，マンスの数によらない。財源を領主は，マンスということで考えなくなった。畠，ぶどう畠，菜園などに区分し，個々に財源として用立てていった。かつて土地と家を，マンスに総括，そして負担はこうしたマンスを単位に要求されていた。しかし今や違う。負担は各単位ごと，個々に分割して課されるようになった。すでにマンスは，諸負担を，総体として受止める場という機能を喪失していた。マンスは解体を続けた。しかし領主は，これにより徴税源が崩壊することを恐れない。収取の機構を，マンスの解体に対応させることで問題の解決をはかった。人間と土地を生産の主要な要素として明確に区別し，そのおのおのを別個に課税の対象にしようというのである。この変化は13世紀までに起った。こうしたなかで，マンスなる名称は忘れられた。諸負担も，人ごと，畠ごとに変わった。9世紀以降マンスの解体が進行したという印象を免がれることはできない。人別に従って課税するという方法が同時並行的におこなわれた時，マンスの分化を物語るものにほかならない。そしてこれはまた，領主の性格変更を迫ることにもなったのだった。

ボルドリ

ボルドリの位置

ボルドリの起源　マンスは領地管理の上，大きな役目を果して来た。しかしだからといって，すべての者がマンスのなかに組込まれたというわけのものではない。マンスから締出された人の場合も多かった。彼の生活の本拠こそ，ボルドリにほかならない。

ボルドリも，マンス同様，家産であった。しかしボルドリは家産として，完璧なものとはいえない。ボルドリだが，いわば，はんぱな土地であった。

マンスとボルドリ　ボルドリの耕作者は，貧窮のうちに自立がやっとであった。しかし領主はかかるボルドリをも，徴税源とみた。もとより領主がボルドリと対する態度は，マンスに対するそれとおのずから違う。マンスでは一律の負担ということが原則であった。しかしボルドリについて負担は，ボルドリごとに違った。またボルドリに対する課税が断念される場合も，しばしばという。一般に負担は，状況の相違により適宜変化することになろうか。周知の如く，マンスでは慣習に従う。

ボルドリはどこでも，マンスよりずっと数が少なく，かつ規模もかなり小さく，平均して1ヘクタールであった。ボルドリを耕作する者は雑多，そのなかでもとくに，新来者が多く見出された。これらの新来者はかなり遠方から来た。しかしまたボルドリを耕作する者の若干は，あたり一帯に住む貧困な家族の出身であった。これらの者は，それまで人の住まない土地に対して乱入した無法者にほかならない。もはや彼の家が，ごく粗末なものであって当然であろう。現にボルドリという時，貧弱な家を意味した。マンスには相当規模の家が付属していたことを想起せよ。ひるがえって，貧困者や新来者では茅屋ということになっていこう。ボルドリの所有者が新しい土地を開墾することにより規模の拡大に成功した時，領主はこれを，マンスとして扱った。徴税の安定化のため，それだけしかないことを，領主はよく知っていたのである。

（経済学部教授）